

令和３年度 北陸農政局農業農村整備事業等評価（補助事業）に係る技術検討会（第２回）
【事後評価】

日時：令和４年１月２８日（金）９：３０～１１：００

場所：金沢広坂合同庁舎１階 第３会議室

１ 開会

（事務局） それでは皆さまおそろいになりましたので、ただ今から、令和３年度農業農村整備事業等評価（補助事業）に係る第２回技術検討会を開会いたします。本日の会議についても、第１回同様、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ウェブ形式での開催とさせていただきますことをご了承願います。

それでは、開会に当たりまして北陸農政局農村振興部桑原部長よりご挨拶申し上げます。

（桑原部長） お早うございます。農村振興部長の桑原です。委員の皆さまにおかれましては、ご多忙中にもかかわらず第２回農業農村整備事業等評価に係る技術検討会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

昨年末には、令和３年度の補正予算が成立しまして、農業農村整備事業関係としましては１,８３２億円の予算が措置されたところであり、現在、令和４年度の当初予算につきましては国会での審議が始まったところではありますが、農業農村整備事業関係としましては４,４５３億円、補正予算と来年度の当初予算を合わせると６,２８５億円ということで、昨年度と同程度の予算が措置されているところです。今後、国会での審議を経まして来年度の予算は決定されることとなりますが、北陸農政局としましても、この限られた予算を有効に活用し、農業農村の課題解決と将来展望が図られるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

本日は、補助事業の事後評価として第１回の技術検討会で委員の皆さまからいただいたご指摘、ご質問につきまして事務局からご説明させていただき、その後、技術検討会としてのご意見をとりまとめていただきたいと考えております。限られた時間ではございますが、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

２ 令和３年度北陸農政局農業農村整備事業等補助事業評価について

（事務局） 桑原部長ありがとうございました。それでは、本日の配布資料の確認と議事の進め方についてご説明します。

初めに、本日ご用意しております資料の確認です。資料は、議事次第、出席者名簿の他、資料１と資料２、このうち資料１はスケジュールで前回と大きな変更はありません。

また、資料２は、資料２－１と、「地区別結果書（案）」等を一つに束ねた資料２－２の２部構成となっています。お送りしています資料に不足等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

続いて、本日の会議の進め方についてご説明します。資料の説明については、先ほど部

長のご挨拶にもありましたように、第1回の技術検討会において委員の皆さまからいただいたご質問、またご指摘への回答が保留となっていたものを中心にご説明させていただき、ご審議を賜りたいと考えています。なお、ここまでの時間は10時20分を目途に考えています。

その後、農政局の委員の皆さまには会場から一時ご退室をいただいて、この間、技術検討会の委員の皆さまには画面を通じてのご審議ということで、大変ご不便をお掛けしますが、評価書（案）に記載をする技術検討会としてのご意見のとりまとめをお願いしたいと考えています。

農政局の委員の皆さまには、ご意見のとりまとめが終了次第、会議室にお戻りをいただいて、荘林委員長より技術検討会としてのご意見をご提示いただきたいと存じます。

本日の技術検討会については、11時を目途に終了となるよう、事務局としても簡潔な説明に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

なお、ご報告が遅れましたが、本日の傍聴希望者については申し込みがありませんでしたので、その旨ご報告いたします。

それでは、以降の議事進行については、荘林委員長をお願いしたいと存じます。荘林委員長、よろしくお願いいたします。

3 農業農村整備事業等補助事業の事後評価について

（荘林委員長） では、早速議事に入らせていただきます。坂井川右岸地区について、事務局からご説明をお願いいたします。

（事務局） それでは、資料2-1の表を見ていただきながらご説明いたします。番号1は、前回回答済みということで、番号2から説明いたします。

「裏作キャベツが計画段階で計上されているが、評価時点でゼロになっている。特別な理由があったのか教えて欲しい。」というご質問です。

キャベツは、計画段階で近傍地区での作付けがあり、事業計画では、えだまめの裏作物としてキャベツを作付けする計画としていた。ほ場整備が進み、営農体制が確立していく中で、県農業普及指導センターやJA等と話し合いを行いつつ、実現性を検討したところ、キャベツは重量野菜で作業における身体的負担が大きいなどの理由から、比較的収益が見込まれるブロッコリー栽培などに取り組むこととなったということです。

3番目は、「環境に関して地域の環境の専門家が子どもたちに生き物調査などを踏まえて、環境に関する知恵を継承することは重要である。本地区にそのような方が存在するのか、また、継承に当たって何か工夫している点があれば教えて欲しい。」ということです。

新発田市に事務所がある『NPO法人加治川ネット21』が、次の世代を担う子どもたちに対して、地域の文化に根ざした素晴らしい自然環境を引き継ぐため、阿賀北地域の住民と互いに連携を図りながら、環境の保全ならびに文化の振興に関する事業を行い、地域の発展に寄与することを目的に活動されています。同法人では、環境保全活動として地区内河川を含む加治川流域を中心に小学生を対象とした生き物調査、総合学習支援などが継続的に行われており、こうした活動を通じてデータが蓄積され、環境保全に資する取組が継

承されているということです。

4 番目の「生き物調査など環境に関する情報を SNS やウェブで、水中画像を発信するなど外部への波及効果が重要である。」というご指摘についてはご指摘のとおりで、環境に関する情報の外部発信は重要であると考えています。『NPO 法人加治川ネット 21』が令和元年 7 月に今泉川で実施した生き物調査についてもウェブに掲載されています。新潟県では、農業農村整備事業環境情報協議会を毎年開催し、現地調査により事業実施後の環境配慮施設の効果などについて評価を行ったものを県のホームページで公開しています。内容については、お手元の参考資料 1 の 21～23 ページをご覧ください。21 ページは、加治川ネット 21 のホームページの写しを載せていまして、22 ページは、活動をこれだけやっているというものを挙げています。詳細については、23 ページに実際の生き物調査のレポートを載せています。先ほど申し上げました県の取組については、同じく参考資料 2 の 25 ページから県のホームページに掲載しており、こちらでこれまでの資料などを公表しています。

5 番目は、「ほ場整備事業の目的として、担い手の育成等が考えられる。そのために、農道の拡張、区画の拡大を行い、機械の大型化を図り生産コストを低減するものと理解。一方、若い担い手は経済的な側面から、農業機械の購入が難しいと思われる。ほ場整備後の農業機械の提供に係る制度などを教えて欲しい。」ということです。

機械導入への支援としては、「人・農地プラン」に位置付けられた経営体等を対象に支援する「農地利用効率化等支援交付金」及び「担い手確保・経営強化支援事業」、これは補正予算です。この他、新たに農業経営を営もうとする青年等を対象に就農後の経営発展のために支援する「新規就農者育成総合対策」、そしてスマート機械等の共同購入等を支援する「スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業」等があります。各事業は、要件や目的が異なるので、それに適した事業をご活用いただくことになります。また、機械導入だけではなく、農業支援サービス事業体が提供するものに力を借りる、あるいは作業代行、最近特に増えてきていると聞くのは農業用機械のシェアリングというような様々な購入外のサービスを活用する方法もあるということです。それらを一覧にまとめたものが、37 ページからの参考資料 3 です。こちらが事業の PR 版といわれるもので、それぞれの要件や事業の概要についての資料になっています。実際に活用していただくときは、ここに書いてあることだけではなく、県あるいは農政局などで相談していただくことになろうかと思います。

(事務局) 6 番目は、森委員から比較するデータについてのご指摘をいただきました。

回答欄には 4 点ほど書いていますが、前半の 3 点は、データ把握の現状についてです。こちらにも書いてるように、評価時点においては事業計画書を作成した当時と同じエリアのデータを把握することが極めて困難な状況になっているということです。しかしながら、先生からご指摘をいただきましたように、比較するデータが異なるものをそのまま用いると誤解が生じるので、回答欄の 4 点目、「このため」以降の記述になりますが、資料 2-2 の 7 ページ上段、単収の表も合わせてご覧いただければと存じますが、事業計画書の作成時点と評価時点とで比較するデータが異なる作物については、明示的にその違いが分かるよう修正を行ったところです。

(事務局) 8 番目は、「農家戸数が、事業実施前の 373 戸から評価時点で 105 戸に減少している。減少すれば、特定の農家に農地がまとまっていくが、将来を考えた担い手の確保という点ではどのように考えるべきなのか教えて欲しい。農家戸数が減って担い手が増えていくということをどう考えれば良いのか。」というご質問です。

少子高齢化・人口減少が進行し、農業者のさらなる減少が見込まれる中、担い手への農地の集積・集約化を進めることは、農業の競争力強化のみならず、荒廃農地の発生防止・解消等にもつながり重要です。また、中小・家族経営など多様な経営体が、産地単位で連携・協働し、農業生産を行い、地域社会の維持に重要な役割を果たしている実態も重要と考えています。このような状況を踏まえ、農地、水路等の施設の維持管理が担い手のみに負担とならないよう、多面的機能支払等を活用し、非農家を含めた地元集落による共同活動により、適切な保全管理を推進していくことが重要と考えています。

9 番目は、「事業による営農経費に係る節減部分と、設備投資や技術革新による節減も考えられるが、その区分はどのように考えるのか。」ということです。

営農経費節減効果は、ほ場の大区画化により農作業体系が変化することに伴って労働費や機械経費等が増減する効果額を計上しています。ご指摘のとおり技術革新による節減分も含まれると想定されますが、詳細に分けて整理するのは困難ではないかと考えています。

10 番目は、「本資料はフォーマットに基づき記載されていると思うが、やや無理な説明になっている印象。十分に事業効果が発現されていることは理解しているが、例えば、計画では、えだまめ、なす、キャベツの作付けによる生産額を 1 億円としているが、一方、評価時点では高収益作物として新たなブロッコリー、いちごの作付けを強調しているものの、ブロッコリー、いちごの生産額は 2,700 万円、これにえだまめ、なすを加えても 3,000 万円と計画を大幅に下回っている。これらの点を踏まえた上で、バランスの取れた表現にすべきではないか。」というご指摘です。

これについては、「本事業の実施によるほ場の大区画化・汎用化等に伴う労働時間の大幅な軽減により、担い手への農地集積が図られ、水稻の作付面積が増加している。一方、農作業の省力化に伴う余剰労力を活用して、新たにブロッコリーやいちごなどの高収益作物の導入、推進が図られつつあり、水稻と一部野菜を組み合わせた複合経営による農業生産が行われている。」という表現に修正しています。

11 番目は、「実農家負担額を教えて欲しい。」というご意見です。

ほ場整備事業の農家負担は事業費全体のガイドライン上で 12.5%です。一方、新潟県では県負担額を 2.5%嵩上げしているため、実際に農家の負担は 10%となっています。さらに、事業実施に伴い促進費というもので負担軽減を制度的に図っていますので、4.5%を減じるということです。これで農家の負担額は事業費の 5.5%になり、10a（反）当たりで 86,000 円／10a になっています。実際、32 年償還で取り組んでいるということですが、年当たりの反当たりの償還額は 3,796 円／年・10a（利子を含む。）になります。

なお、促進費とは、一定程度担い手への農地集積を果たした場合に支払われるものとして地域、農家の負担を軽減する対策として取られてきているものです。ただ、今回のこの 4.5%というのは最新の制度よりも少し前の制度で、現在であれば集積が一定程度進めば、最大で 12.5%まで地元負担の軽減が図られるという制度に変わっています。

12 番目は、「土地改良区の管理範囲を教えて欲しい。例えば、土水路（排水路）の草刈り

は土地改良区がされていたと記憶しているが、土地改良区管理と地元集落管理との境界はどのようになっているのか。」ということです。

土地改良区職員による直接管理は、坂井川右岸頭首工から幹・支線用排水路（土排水路を含む。）まで、調整池、加圧揚水機場にかかる操作などについては、土地改良区から委託を受けた組合員が行っています。また、末端用排水路等にかかる維持管理（草刈り、水路の泥上げ等）は多面的機能支払を活用しながら地元の集落で行っているということで、大きく3段階に分けてそれぞれが分担しながら管理しています。

13 番目は、「越後菅谷殿様米を1俵6万円で販売しているとのことだが、非常に高値。可能な範囲で価格設定の考え方を教えて欲しい。」というご質問です。

魚沼産コシヒカリの価格をインターネット上で見ると、3.6万～6.0万円/60kgの価格設定がされていますが、それらを参考に、米の品質検査費用、これが残留農薬のチェック、放射性物質のチェック、あるいは食味のチェックの他、包装代として1kgの袋代が200円で設定されており、これらを鑑みて総合的に現在の価格設定がなされているということです。

（莊林委員長） ありがとうございます。では、今ご説明いただいた前回のご質問あるいはご指摘に対する回答について、委員の皆さま方から追加の質問あるいはご意見を頂戴できればと思います。

（森委員） 6番の回答で、事業開始時の地域と同じ地域内でのデータが今公表されていないので、県平均を使ったということ。データが無いので仕方がないということでしょうが、この地区も完了地区の評価になってくるので、事業が終わっていますので全体的な影響はないと思いますが、どうなのでしょう。このデータが資料で付いている作物生産効果の計算にも結局使われていて、この地区は、例えば、えだまめやなすなどは作付面積も当初より減っているのでは、おそらく単価が違ったとしても減少ということは変わりなかったのかもしれませんが、もし、これが作付面積が逆に増えているのに何故かマイナスになったという現象が起きたりすると、その辺が何でだろうという話になるのではないのでしょうか。例えば、このように当初と比較できるデータが無い場合は、その項目は効果の算定不能ということで外す、その作物だけは何か理由を書いて外すとか、そのような対応はできないのでしょうか。何かそちらの方が良さそうな気がします。無理に計算して実態と違うもので効果を算定しても、あまり意味がないような気もしました。

（事務局） ありがとうございます。ただ今のご指摘について、直接的な回答にはなっていないかもしれませんが、今回は、補助事業の事後評価としてご審議をお願いしていますが、国営事業の場合には、補助事業とは異なり評価書を作成する際は、評価いただく年度の前年度に調査年を設けています。また、そのための予算措置もされるので、この間に受益地域に係る必要な基礎データの実績値を把握するなどの調査を行っており、このため、補助事業よりも評価書の精度は高いものとなっています。ただ、先生からご指摘がありました、そもそも比較するデータが無いという部分については、北陸管内に限らず全国的な課題ですので、事後評価の目的の一つでもあります「事業評価手法の改善」の観点からも、

先生のご指摘については本省にも報告したいと考えていますので、引き続きのご指導のほど、よろしくお願いいたします。

(森委員) ありがとうございます。承知いたしました。

(荘林委員長) 他の先生方、いかがでしょうか。

(根岸委員) 質問に対して丁寧に回答していただきましてありがとうございました。私の質問の8番目で、少し補足説明をいただきたいと思います。担い手の体質強化とか、担い手が増えたということで、平成7年から令和2年にかけて38人担い手が増えたということになっています。ここでいう担い手というのは、認定農業者という制度の認定を受けた人が38人残ったと理解すれば良いということで、単純にそこで農業を営む人が増えたということではなく、あくまでも制度の認定を受けた人が何人いたかということを示しているという理解で良いのかということ。そうすると、それ以外でこの地域で農業を営むような人は、どのように動いたのかということが分からなかったのも、認定農業者以外の人たちの動向も分かれば、説明をしていただけると助かります。

(事務局) ここで担い手とされている方が認定農業者かどうかということですが、必ずしも全員が認定農業者とも限らないのではないかと、これはあくまでも全てデータを見たわけではないので想定ですが、そのように考えています。あくまでも「人・農地プラン」などに位置付けられた方々で担い手とされた方ということだと思います。認定農業者になっていなくても、それ相応に地域の農業を担っていけるということであれば、担い手という位置付けになっているのではないかと。この38人以外に外れた方は、本当にリタイアした人もいるかもしれませんが、農地を預けてはいますが、ただ地域の農業を守るという観点から多面的機能支払の活動の中で何らかの形で参加しているとか、その辺の農業への関わり方は全部断たれたわけではないということも考えられるのではないかと考えています。

(根岸委員) 分かりました。ありがとうございます。

(荘林委員長) 今の根岸委員のご質問に対する回答に関連して1点確認したいのですが、担い手の定義は事業によって異なりますが、今、農政局がおっしゃった「人・農地プラン」で位置付けられている担い手という整理で本当によろしいでしょうか。

(事務局) お待ちください。

(オブザーバー) 今の担い手ということに関しては認定農業者も含みますが、市町村が認定する新規就農者等、認定農業者以外についても、本事業の要件を満たす経営体が38経営体あるということで、必ずしも認定農業者だけとは限らない状況です。

(荘林委員長) ですから、この事業で集積率によって補助金、補助率のアップをすると

き、集積率を計算する際の対象の担い手という理解でよろしいですか。

(オブザーバー) そのとおりです。

(荘林委員長) ですから、それがこの事業制度の中でがっちり決まっているということですね。

(オブザーバー) はい、そうです。

(荘林委員長) 根岸委員、よろしいでしょうか。

(根岸委員) 分かりました。単純に担い手というと、私はすごく大きい一般的なものをイメージしたのですが、いろいろ制度の中で規定されているものがあるということが分かりました。ありがとうございました。

(荘林委員長) 他はいかがでしょうか。私の方から1点だけ。これも根岸委員の9番目のご質問に関わります。評価の方法論上極めて重要なご指摘でございます。例えば、ほ場整備ではほ場整備をする前のほ場だと大きな機械を入れられなかった。ほ場整備をしてほ場が大きくなった結果、大きな機械を入れられるようになった。小さな機械よりも大きな機械の方が効率が良いので、その分、コストダウンすると。通常、これはほ場整備をやらなければ大きな機械を入れられなかったということで、ほ場整備の事業効果の中に見ると思えます。例えば、一定のほ場の大きさがあって、そこに今までは通常の農業機械だったのを無人トラクターを入れましたと。無人トラクターを入れた結果、人件費が極端に落ちたと。ものすごく極端な事例として、それもほ場整備の効果に今の計算方法だと多分見ると思えます。これは、本当に今後良いのかどうか、そこは方法論の根幹に関わる問題としてあるのではないかと思います。根岸先生、そういうご趣旨も含んだご質問だったというふうに私は理解しました。

(根岸委員) 荘林先生のご指摘してくださったこともイメージしながらの質問でした。

(荘林委員長) ありがとうございます。ということで、これはこの事業のみに関わる話ではなく、先ほどの森委員のご質問の関係と同じように、方法論で全体に関わる話です。また本省の方ともご議論いただければと思います。

他はいかがでしょうか。

全然関係ない話ですが、先ほどの1俵6万円の米の値段の関係の話で、小口の1kgの袋が200円かかると。やはり袋代は結構高いのだなということが印象的でした。1俵6万円の米は1kg1,000円で売っているということですね。1kg1,000円の中で袋代が200円もすると。小口にするほど一般的にキロ当たりの単価、価格が上がっていくという傾向はありますが、袋のコストがここまでかかるのかというのは、結構衝撃でした。ありがとうございました。

他、よろしいでしょうか。追加のご意見、ご質問がないようであれば、技術検討会の意見についてのとりまとめに入りたいと思います。農政局の皆さま方、おそれ入りますがご退室いただいた上で、このままこのウェブで技術検討会としての意見のとりまとめを行いたいと思います。終わり次第、再開したいと思います。

4 技術検討会意見のとりまとめ

5 技術検討会意見の提示

（事務局） それでは、これから技術検討会としての意見の提示ということで、とりまとめいただいた内容を画面に映しまして、莊林委員長におかれましては議事の進行をお願いいたします。

（莊林委員長） では、技術検討会としての意見がまとまりましたので、私の方から読み上げまして、意見の提示といたします。それに対して農政局の委員、または県の方、ご意見があればご指摘いただきたいと思います。では、読み上げます。

「本事業によるほ場の大区画化や汎用化等により、農作業の効率化が図られるとともに、担い手への農地の集積・集約化やそれに伴う経営規模の拡大も着実に進んでおり、地域の農業構造の改善に大きく寄与している。また、地区内で生産された米を活用した6次産業化や独自の商標登録によるコメのブランド化の試みなど、本事業の波及効果とも考えられる新たな萌芽もみられる。さらに、本事業を契機とした地域住民による生態系保全活動や景観形成活動などの取組も確認されている。今後は、担い手への農地の集積・集約化に加え、いまだ低い水準にとどまっている高収益作物の導入が進むとともに、6次産業化のさらなる進展により、地域活性化に本事業が寄与することを期待する」。以上でございます。

（事務局） 莊林委員長、農政局としては、特に意見はありませんということで、ただ今、回答がありました。

（莊林委員長） ありがとうございます。では、本案をもちまして技術検討会の意見とさせていただきます。では、評価書の取り扱いなど、公表までの今後のスケジュールについて、事務局よりご説明をお願いいたします。

（事務局） それでは、今後のスケジュールについて、資料1に基づきご説明します。今年度、2回にわたり委員の皆さまにご審議を賜りました評価資料については、2月末までに農林水産本省に報告することになっています。その後、省内での整理・調整を経た後、3月末に本省と北陸農政局それぞれのホームページで公表する予定となっています。以上です。

（莊林委員長） ありがとうございました。今のご説明にありましたように、農林水産省内での整理・調整もあり得るとのことです。従いまして、重要な事項で修正など評価書に

反映すべきものがあれば、後日、私の方で事務局が修正した内容を最終確認するという手続を取らせていただきたいと思います。委員の皆さま方、それでよろしいですか。

— 一同了解 —

（莊林委員長） ありがとうございます。では、私の方で責任を持って修正事項がある場合には確認いたします。以上をもちまして、本日の審議は全て終了いたしました。議事進行を事務局にお返しいたします。委員の皆さま方、ありがとうございました。

6 閉会

（事務局） 莊林委員長ならびに委員の皆さまにおかれましては、長時間にわたりましてご審議を賜り、誠にありがとうございました。本日の議事録については、事務局より委員の皆さまにメールでお送りしますので、ご確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、閉会に当たりまして、北陸農政局の石橋地方参事官よりご挨拶申し上げます。

（石橋地方参事官） 地方参事官の石橋でございます。技術検討会委員の皆さまにおかれましては、長時間にわたり、また、非常にスムーズなご審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

本年度の技術検討会は今回が最後になりますが、コロナ禍にありまして、委員の皆さまには昨年度に引き続きまして現地調査が実施できない中でのご審議をお願いするなど、大変なご不便をお掛けしながらも熱心なご議論を賜りましたことに改めてお礼を申し上げる次第でございます。

2回にわたる技術検討会では、いろいろなご意見、ご指導を頂戴するとともに、本日はそれらを技術検討会のご意見としてとりまとめをしていただきました。これらにつきましては、事務局で整理の上、本省に提出してまいりたいと考えております。また、本日のご審議の中で事業評価手法の改善についてもご意見がございました。莊林委員長をはじめ、委員の皆さま方には事後評価の目的の一つでありますこの事業評価手法の改善、そういった観点からも引き続きのご指導をお願いいたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

（事務局） ありがとうございました。それでは、以上をもちまして令和3年度農業農村整備事業等評価（補助事業）に係る第2回技術検討会を閉会いたします。本日は、皆さま、大変ありがとうございました。

（一同） ありがとうございました。